

新型コロナウイルスに係る盛岡市教育委員会の対応について

令和2年2月28日
教育委員会

1 文部科学事務次官通知

令和2年2月28日付け 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）より抜粋

子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては、本年3月2日（月）から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を行うようお願いいたします。

なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際、卒業式などを実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限り開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮

（保健管理に関すること）

1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。

2 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

（教育課程に関すること）

3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。

4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

（高等学校等の入学者選抜に関すること）

8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型

コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

2 県の通知

令和2年2月28日付け通知予定

3 市の対応

(1) 令和元年度の対応について

ア 臨時休業日について

令和2年3月4日(水)から学年末休業の開始日まで臨時休業とする。

なお、臨時休業日前の期間においては、十分な感染症対策を実施するとともに、児童生徒に対して、休業中の生活、学習、安全等の指導を行う。

学校給食も4日(水)から供給停止とする。

イ 卒業式について

令和2年2月27日付け市立中学校の卒業式の開催に関する考え方について(通知)に沿い、参加人数を抑えたり、感染拡大防止に努めたりした上で実施する。

ウ 修了式について

実施しない。

エ 盛岡市立高等学校の入学者選抜について

県立高校に準じて実施する。

(2) 令和2年度の対応について

令和2年度の始業式、入学式の実施については、状況を判断し、改めて通知する。

(3) その他

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、状況によって必要な追加の通知を行うこととする。